

愛知県福祉サービス第三評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

特定非営利活動法人あいち福祉アセスメント

②施設・事業所情報

名称：知立市立宝保育園	種別：保育所	
代表者氏名：野畑 知美	定員（利用人数）： 114 名	
所在地：愛知県知立市宝二丁目3番地9		
TEL：0566-82-5519		
ホームページ： https://www.city.chiryu.aichi.jp/soshiki/fukushikodomo/kodomo/gyomu/1/		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日： 昭和51年4月1日		
経営法人・設置主体（法人名等）： 知立市		
職員数	常勤職員： 18 名	非常勤職員： 7名
専門職員	（専門職の名称） 名	看護師 名
	保育士・幼稚園教諭 22名	幼稚園教諭 名
	管理栄養士 1名	教員 名
	調理師 2名	
施設・設備の概要	（居室数）	（設備等）
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育室：5 ・ 遊戯室：1 ・ 調乳室：1 ・ 職員室：1 ・ 和室、更衣室等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乳児室 1 ・ 便所：5 ・ 衛生室：1 ・ 調理室：1 ・ 倉庫、自転車置き場、ホール、テラス、バルコニー、屋外園庭、プール、砂場、ブランコ、登り棒、ジャングルジム、滑り台、雲梯、コンビネーション遊具、ままごとハウス等

③理念・基本方針

<p>（理念）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの主体性・人権を尊重し、未来を生きる力を育てます ・ 保護者と地域に愛される保育園を目指します <p>（基本方針）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの主体性や人権を尊重します ・ 様々な体験を通して、自己肯定感や豊かな感性を育てます ・ 保護者や地域と連携を図ります
--

④施設・事業所の特徴的な取組

(保育園の概況)

・保育園は、知立駅に近く交通の利便性が良く公共交通機関を利用して仕事に行く保護者も多く、子育て支援の拠点として保護者のニーズに応えている。新興住宅地に位置する保育園の近隣には総合病院や公園もあり、街並みを散策しながら散歩を楽しめるコースの一つとなっている。保育園の窓から行き交う電車が間近に見え、子どもたちの心の拠り所にもなっている。

昭和51年4月に開設し、43年目を迎えた保育園の園庭には知立市の木である樺が数多く植えられ、銀杏や金木犀、みかんの樹なども季節の移ろいに花を添えている。みかん狩りは子どもたちの楽しみの活動となっている。手入れの行き届いた花畑や菜園には四季の花や野菜が植えられ、稲作や夏野菜、さつま芋や大根、ブロッコリーなどを収穫し、クッキングをしたり給食に活かしたりして食育推進活動の一環としている。月替わりで子どもの作品や活動の写真が展示されている玄関ホール「宝ギャラリー」は子どもや保護者だけではなく、訪れる人々に笑顔と感動を届けるスペースとなっている。また、長い歴史の中で地域とのつながりや触れ合う機会は深く、知立祭りの山車引きに園から子どもが参加したり、宝町文化祭に年長児の作品を出展するなど地域の人や文化に触れる機会を大切にしている。

(保育サービスの実施状況)

・生後4か月～5歳児の保育を実施し、開所時間は平日7時30分から19時であり、地域4か所の保育園の土曜日保育にかかわる事業として土曜日集合保育を7時30分から19時まで実施している。また土曜日、8時から12時まで一時保育も行っている。

・「ともだちひろば」として週2回（火・木曜日）、園庭開放をし、地域の未就園児と保護者を対象に遊びの場の提供をしている。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和元年 6月 13日（契約日）～ 令和2年 3月 31日（評価決定日）
受審回数 （前回の受審時期）	2回 （平成21年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

(マニュアルや手順書、手引きなどの策定)

・市の下、統一された各種のマニュアルや手順書、手引書などが策定されている。必要に応じて、地域や保育所の特性を加味したマニュアルや手順書、手引書など策定し、職員に周知して保育サービスや保育園運営に活かしている。

(子どもの主体性を育てる保育への取り組み)

- ・子どもが主体的に活動できるように、子どもの発達や季節に応じた玩具や遊具、素材や用具を用意し、自由に取り出して遊んだり、自由に遊べる時間が確保され、子どもの主体性が発揮できるような働きかけをしている。また、保育士が見守りながら子ども同士で遊びを進めて行く機会が提供されている。
- ・遊びや生活を通して自然に異年齢で遊ぶ機会や意図して異年齢で交流する機会を作り、年間指導計画に基づいて生活や遊びの中で人との関わりを大切にする取り組みをしている。
- ・園庭には樹木や花壇、菜園があり、四季の花々や夏野菜など季節の野菜が植えられ、居ながらにして四季の変化を感じ取れる環境にある。また、昆虫や魚などの飼育や野菜の栽培や収穫、みかんの収穫体験などを通して生物に興味を持ち可愛がる心を育むようにしている。
- ・駅近くの保育所であり窓越しに行き交う電車が見られ子どもの楽しみや癒しともなっている。散歩を日々の活動に位置付け、保育園周辺の散歩を通して町並みの雰囲気を感じ取ったり、地域の公園などに出かけたりして、身近な社会事象や自然事象に触れ、地域の人々と積極的に関わられるようにしている。また、知立祭りの山車引きに参加したり、地域の宝町文化祭に年長児の作品を出展し、地域との関わりも積極的に行っている。
- ・卒園児に招待状を送り、保育園の夕涼み会や観劇、遊びの集いなど年3回退所児童との交流を行い、園児と遊ぶ機会を設けている。
- ・近隣の保育園の5歳児と共に、電車でとよた科学体験館に出かけ、公共の場での交流や社会体験が得られるように5歳児ならではの活動も展開している。また、竹馬に積極的に挑戦し、懸命に挑戦する姿や身の丈より高い竹馬に乗る様子は、4歳児をはじめ年下の子どもの憧れともなっている。

(子どもと地域との交流を広げるための取組)

- ・子どもの保育と地域との関わり方について、子どもの社会体験や地域の中での子育て支援の基本的考えは知立市立保育園の全体的な計画に位置付け、実践活動として参加している。また、施設長は幼保小連絡会や地域の行事などに出席をし、学校関係者や民生委員、町内会長など地域の代表との情報交換をし、地域との関わりを図っている。
- ・知立祭りの山車引きや、家族と共に町内運動会、盆踊りなどに園児が参加し、地域の人々や文化に触れる機会を作っている。また、知立子どもフェスティバルや生涯学習フェスティバル、宝町文化祭に、子どもの絵や作品などを毎年展示している。社会資源の情報提供として、地域行事などの地域ポスターなどを掲示している。
- ・保育所を退所した児童を対象として、退所児童交流を年3回実施し、夕涼み会や観劇、ドッジボールなどに招待をしている。
- ・小学校とは、年長児が「学校探検」をしたり、運動会の「かけっこ」に参加をしたり、就学前に「1年生と遊ぼう」や入学説明会に「5年生と遊ぼう」の機会があり、学校への期待が持てるよう積極的な交流を図っている。
- ・駅近くの利便性を活かし、近隣の保育園と一緒に電車を利用して「とよた科学体験館」に行く機会があり、社会事象に興味や関心を持つことができるようにしている。

◇改善を求められる点

(中・長期計画の精査と単年度の事業計画の整合性)

・知立市行政計画「第6次知立市総合計画」の、「次世代を担う子どもを豊かに育むまちづくり」の中の、子どもの健康づくり、子ども・子育て支援や知立子ども・子育て支援事業計画などから市の動向を把握して、宝保育園の施設運営や保育サービス、安全管理、子育て支援、地域交流、人財育成などの項目に基づいて、保育所独自の具体的な計画を加味した中・長期計画を策定している。項目によっては数値目標を示しているが、収支計画の裏付けが読み取りにくい。中・長期計画を実現するためには財務面での裏付けも必要とされるので、可能な限りの裏付けを加味していくことが望まれる。

・単年度の事業計画は、保育の全体的な計画に基づいて各保育についての計画が策定されているが、中・長期計画の具体的な項目に基づいた内容が反映されてはいない。年間の行事予定や運営規定に年間の行事計画として策定している。また、それに基づく事業報告は、行事や保育に基づいた評価、反省が示されている。

中・長期計画の具体的な内容を反映させた、単年度の事業計画を策定し、それを実現可能とするために、把握できる限りの数値化を図り計画に活かしていくことを望みたい。

(0歳児保育室の水回り環境について)

・老朽化が進む保育環境の中で、修理や修繕に心がけ、安全や清潔に配慮し、子どもの発達や発育に応じた環境や用具などを設定し、子どもの生活リズムに応じて丁寧でゆったりとした保育を心がけているが、0歳児保育室の手洗い設備やトイレ、沐浴などの水回り環境において、0歳児対応の保育室としての機能の適正化が疑問視される。

園舎の老朽化に伴う2021年のリニューアルの実現を目指した知立市の保育所改修計画がある中で、保育園生活の中で最も発達の未熟な乳児にとって、安全で安心して快適に、また、プライバシー保護に基づく乳児室環境の改善が実現することを期待したい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

第三者評価受審をきっかけとして、職員同士で話し合いながら、学び合う体制作りができた。評価項目を確認していく中で、園の特色や強みが明確になったり、課題が浮き彫りとなり、改善に向けて取り組む原動力となった。評価結果を受け、更なる保育の質の向上に向けて、改善すべき点の検討を行い、園の特色や強みを活かしながら、職員同士の協力と工夫で、子どもの主体性や人権を尊重し、保護者や地域に愛される保育園を目指して取り組んでいきたい。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	①・b・c
<コメント> ・ 知立市の保育理念、基本理念を基に今年度職員で見直しをし、子どもの保育や地域社会に対する保育所の使命、保育の特色等を反映した宝保育園の理念や基本方針を明文化している。ホームページやリーフレット、宝保育園のしおり、全体的な計画、運営規定、園だよりなどに理念や基本方針が明文化されている。 ・ 職員には、理念や基本方針について、年度当初や会議、研修会などで周知を図るように努めている。保護者には、入園式や行事などの折に説明をしている。 ・ 理念や基本方針をパネルにして玄関に掲示し視覚的な周知を図ったり、玄関の外に掲示し地域への啓蒙を図っている。また、パンフレットを市役所などに設置し広域的な情報提供を図っている。			

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	a・②・c
<コメント> ・ 行政や子育て支援センターなどから、社会福祉事業全体の動向や市の保育事業、地域の保育ニーズなどを収集し、福祉サービス全体に対するニーズや潜在的利用者に関する情報の把握に努めるようにしている。また、市の「子ども・子育て事業計画」から子育ての現状や市全体の動向を把握したり、園長会において、毎月の市の人口動態を把握している。幼保小連絡会や町内の区長との打ち合わせなどで、地域の特性や変化を把握している。園児の居住地を把握するために、「園児住居マップ」を作成し職員間で共有している。 ・ 社会福祉事業全体の動向、保育所が位置する地域での福祉や保育に対する需要の動向、子どもの数や世帯構成の変化、福祉サービス全体に対するニーズ、潜在的利用者に関するデータ等は園運営を長期的視野に立って進めていくために欠かすことのできない情報であるので、把握した情報の分析やデータ化を図り、運営の将来性や継続性を見通しながら、より良質で安心・安全な保育提供に努めていくことを期待したい。			
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	a・③・c
<コメント> ・ 経営上の分析等を行う担当として施設長、主任保育士が位置付けられており、運営状況や保育の内容、組織体制や設備の整備、財務状況、職員体制や人材育成などについて、施設長や主任保育士が現状を分析し、職員会議等で検討して課題や問題点を明らかにし、運営に反映させるように努めている。また、園舎の老朽化に伴う建物状況の確認を実施し、2021年のリニューアルの実現を目指して具体的な取り組みが進められている。			

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	①	b · c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・知立市行政計画「第6次知立市総合計画」の、「次世代を担う子どもを豊かに育むまちづくり」の中の、子どもの健康づくり、子ども・子育て支援や知立子ども・子育て支援事業計画などから市の動向を把握して、4年のスパンで中・長期計画が策定されている。施設運営や保育サービス、安全管理、子育て支援、地域交流、人材育成などの項目に基づいて、今年度職員参画の下に見直しを図り、保育所独自の具体的な計画を加味した中・長期計画を策定している。 ・項目によっては数値目標を示しているが、収支計画の裏付けが読み取りにくい。中・長期計画を実現するためには財務面での裏付けも必要とされるので、可能な限りの裏付けを加味していくことが望まれる。 			
I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a	② · c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・単年度の事業計画は、保育の全体的な計画に基づいて各保育についての計画が策定されているが、中・長期計画の具体的項目に基づいた内容が反映されてはいない。年間の行事予定や運営規定に年間の行事計画として策定している。また、事業報告は、行事や保育に基づいた評価、反省が示されている。 ・中・長期計画の具体的内容を反映させた、単年度の事業計画を策定し、それを実現可能とするために、把握できる限りの数値化を図り計画に活かしていくことを望みたい。 			
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	a	③ · c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育計画や行事計画などの事業計画の策定においては、職員の参画を得て会議等で意見を反映させ策定をしている。保育の実施状況を事業ごとに進捗状況を把握し、定められた時期に評価や見直しをし、事業報告として明示して配布し次年度の計画に反映させるようにしている。 			
I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	保7	a	④ · c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・主な保育の計画や行事計画は、入園時に保護者に資料を配布して説明をしている。年間行事予定は外フェンスに掲示し周辺地域へ啓蒙する環境を整えたり、毎月の園だよりや行事の様子を写真にして玄関に掲示し周知を図るように努めている。 ・中・長期計画の具体的内容を反映させた単年度の事業計画を策定したうえでの資料の配布や、事業計画の主な内容をイラストや写真を用い分かりやすく示したグランドデザイン風の資料を作成し、保護者への配布や掲示をしたりして理解を促すような取り組みを期待したい。 			

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果	
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			
I-4-(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	a · b · c	
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・園内研究「主体的に遊べる子どもを育てる為の保育内容を考える」のOJTや子ども課の研修・知立市保育園連絡協議会の研修・現任研修等のOFF-JTを活用して職員の保育の質の向上に取り組んでいる。保育内容については、月週案などの計画作成からPDCAサイクルを繰り返し業務を継続的に改善している。また、毎年園内で、愛知県福祉サービス第三者評価項目に基づいて自己評価を行い、結果をデータにして職員に周知している。また、年度当初、職員が自身の行動指針を立て、年度途中と年度末に反省を提出し、施設長と個別面談を行い保育の資質や保育サービスの向上に努めている。 ・今年度は第三者評価を受審し、自己評価を行う際には評価の視点や言葉の定義、趣旨などの共通理解を図り、ぶれない評価をしていくために段階を経て自己評価を3回実施をしている。また、第三者評価結果をもとに、課題の整理や改善に向けて園全体で検討していく方向にある。 ・過年度にも第三者評価を受審し、その結果を基にして組織的、継続的に保育の質の向上に取り組み、改善の努力をしている。 			
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a · b · c	
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・改善に向けて検討する機会を設け職員間で共有化を図るようにしている。また、臨時職員についても、臨時職員会を定期的に開催し、情報提供したり意見を聞き反映するようにしている。 ・評価結果内容の妥当性を検証しつつ、結果を分析し課題を示し、改善計画や改善策を文書化し、保育に反映していくことを期待したい。 			

評価対象II 組織の運営管理

II-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
II-1-(1)-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	a · b · c	
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設長の役割と責任は「管理者の役割と責任」、「新任園長指導」、「園長ノート」、「公立保育園保育運営概要」等、市の統一文書に明記され、園長になる際に指導保育士より説明を受けている。 ・質の高い保育の実施や効率的な運営を目指し、施設長自らの役割と責任について文書化し、職員に配布して年度当初職員会議で表明をしている。職員室にも掲示をして確認の機会としている。また、運営規定の運営組織に基づいて会議で職務等を体系的に表明し、職員に周知を図るようにしている。 ・平常時のみならず、災害や事故等の有事における施設長の役割と責任については、危機管理マニュアルに基づき不在時の権限委任等について明確化し、職員室に掲示し職員に周知している。また、園長・主任保育士不在時の代理体制についても明示されている。 			
II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	a · b · c	
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・遵守すべき法令等を正しく理解するための取組については、施設長自ら最新情報を入手し、その内容を職員に提供している。また、基本的な関連法に関する資料を収集しリスト化し、閲覧できるように職員室に常備している。必要に応じて、資料を配布して内容の確認や検討する機会を設け、理解を深めるように努力をしている。また、法改正に対しては、子ども課からの案内や園長会などで情報収集をしている。遵守改定事項については必要に応じて各マニュアル・手順書に反映できるようにしている。 			

Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
Ⅱ-1-(2)-① 福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	① ・ b ・ c
<コメント> ・ 基本方針に照らし合わせた保育サービスの質に対する課題の把握や改善に向けた取り組み、人材の育成など施設長自ら積極的に取り組んでいる。また、会議や保育を通して職員と定期的、継続的に評価や分析を行うようにしている。 ・ 「保育の資質の向上を図る、園内外の子育て支援、災害時の危機管理、働きやすい職場作り」を本年度の重点努力事項として設定し、経営や運営、継続的な保育実践を通して、施設長自ら運営管理や保育士の資質、保育力を高めるためにモデリングを示しながら指導力を発揮したり、「主体的に遊べる子どもを育てるための保育内容を考える」を本園の研究テーマとして掲げ保育の内容を高めるようにしている。		
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	① ・ b ・ c
<コメント> ・ 経営や業務の効率化と改善に向けて、人事、労務、財務等の情報を共有し、改善に向け努力を重ねている。基本方針や保育の実現に向けた人員配置、休憩時間や残業日の確保、環境整備、報告・連絡・相談の徹底等働きやすい環境整備に職員の意見も取り入れながら取り組んでいる。また、「職場巡視日誌」に基づき毎週点検を実施し、公務災害をなくす取り組みをしたり、プレミアムフライデーやノー残業デーなど率先して取得できるように状況を表にして、働き方の確認を可視化し、年2回市へ状況報告をしている。		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

第三者評価結果		
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	① ・ b ・ c
<コメント> ・ 行政の方針に基づき必要な人材や人員体制が整い、保育園の具体的なプランに基づいた人事管理が実施されている。また、公立保育園は保育士資格を有する職員を配置している。 子どもの遊びや保育の専門性を高めるための研修等、保育園が目指す保育サービスを充実させるための具体的プランを有し、必要に応じて人材を確保するように努めている。市として、より良質な保育を目指しての人員の確保や潜在保育士の確保を目指して、保育園の掲示板にポスターを掲示したり、ハローワークや地域への広報活動なども行っている。 ・ 保育ニーズや年齢別園児数に対して、適正な職員数が確保され、理念や基本方針、事業計画を実現させ、質の高い保育の実施可能な体制となっている。 ・ フリー保育士（エードナース）や障がい児に対して、加配の保育士が配置されている。また、職員の定着対策として、働きやすい職場作りを心掛けている。		
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	a ・ ② ・ c
<コメント> ・ 保育所における理念や基本方針に基づいた「期待する保育士像」を明確にさせ、職員の育成や活用、処遇、人事評価制度に基づく評価などが総合的に実施されている。 ・ 行政の基準に基づいた人事評価を導入し、職員に明示し実施している。個人目標の設定や中間の達成度、最終達成度について自己評価を提出し、個人面談などを通して、成果や貢献度を評価している。結果のフィードバックを行い、任用や給与等処遇に反映させ、公正な人事管理システムを実施している。		

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保16	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の管理の下に、有給休暇、育児・介護休暇、時間外、子の看護休暇、疾病状況等職員の就業状況を把握し、データ化をしている。職員の希望休暇や休憩を確保している。また、福利厚生や健康診断、人間ドック、予防接種費用の補助等の健康維持の推進事業の他に、臨時職員においても、健康診断の機会が確保されて利用している。 ・職員の就業状況や意向、意見等について、主任保育士を窓口にして施設長と連携し、個別に職員との面談や相談に応じるようにしている。サポートを必要とする職員に対して保育カウンセリングやメンタルヘルス相談を受けられる仕組みがあることを周知している。 ・事務処理時間などの時間外労働についても自己申告に基づいて計画的に取得したり、毎週木曜日のノー残業デーや月1回のプレミアムフライデーを実施し、働きやすい環境作りに努めている。また、業務の見直しや働きやすい職場環境、子育て世代が働き続けられる環境などを考慮しながら、ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境作りに心がけている。 		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	a ・ ① ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員一人ひとりの育成に向け、保育所全体の目標や方針を徹底し、職員一人ひとりに、「期待する職員像」や「自己の課題」について話し合う機会を持ち、各自の目標を設定し、面接を通して進捗状況を確認している。正規職員は業績評価シートを用いて年間目標を設定し、面接を通して目標達成と取り組み状況を確認し、振り返りをしていくことで職員の育成に努めている。また、臨時職員は年1回面接を通して、意識やモチベーションを高めるようにしている。 ・臨時職員一人ひとりの育成についても、評価シートの工夫を図り、「期待する職員像」や「自己の課題」などを明確にしたうえで面接を実施し、一人ひとりの目標設定を適正に行うことにより、より一層の意識やモチベーションを高めていくことを期待したい。 		
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の研修計画を基に、職員の研修目的に合った研修に参加できるようにしている。技術水準や専門性の向上に向けた自主的な研修についても情報を収集し、積極的な参加を推進している。また、保育士の資質や保育力を高めるために、子どもの理解を深める園内研究や公開保育、実践研修などを取り入れた保育園の研修計画を策定し実行している。 		
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・園内においては、保育の目的に応じた公開保育や課題研究等の研修を実施している。 ・保育士の経験年数や保育の資質向上に関わる研修への参加や調理員等専門的分野における知識、技術、技能等の水準、資質、力量の向上に向けた研修や個別指導も実施している。 ・研修成果の評価を反映した研修報告書を作成し、職員会議等で報告をしている。報告書には、施設長や主任保育士による研修の評価やコメントが記載されている。また、当該職員も含め研修報告を受けた職員が、研修成果を保育内容や業務に反映させている。 		

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	① ・ b ・ c
<コメント> ・ 受け入れにおいて、実習依頼校と覚え書を取交わし、実習における責任体制を明確にした上で、実習マニュアルに沿って事前のオリエンテーションを行い、受け入れをしている。マニュアルには受け入れの意義が明確になっており、保育実習指導ⅠとⅡを区別して指導に取り組んでいる。また、保育所として実習計画を作成し、職員会議等で職員に説明をし適切な体制で行われている。 ・ 実習生の意向を聞き、受入担当を決め実習生の育成を行っている。施設長や主任保育士、実習指導担当者も含め、部分実習、一日実習などの実習実務や保育内容等の指導や助言、相談などを行っている。実習希望者は、実習体制が整えば全て受け入れている。		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	a ・ ① ・ c
<コメント> ・ ホームページや運営規定、リーフレットや園だより、掲示板等で保育所の理念や基本方針、保育内容や事業計画が公開されている。保育所で行っている活動状況や活動報告などを印刷物等で配布をしている。また、未就園児向けの園庭開放事業についても、情報の提供を行っている。 ・ 苦情・相談の体制について、園内や掲示板に掲示し、保護者や地域に公表している。 ・ 第三者評価受審について保護者に公表をし、受審結果についての公表を予定している。また、過年度の評価結果は市のホームページで公開をしている。 ・ 保育所の基本方針、保育内容や事業計画等について、地域での会議や行事、集会等で明示したり説明をしたりして、より一層保育所の存在意義や役割を明確にしていくことを期待したい。また、必要に応じて事業の報告や財務等に関する情報公開し、運営の透明性をより確保するための取り組みを期待したい。		
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	a ・ ① ・ c
<コメント> ・ 事務、経理、取引等のルールや職務分掌と権限・責任を明確化し、職員へ周知をし、公正かつ透明性の高い適正な経営や運営が行われている。 ・ 行政の監査委員による監査を定期的に受けており改善課題は速やかに改善をしている。財務状況以外に保育所の運営機構や事業内容等についての監査も実施されている。		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
II-4-(1)-① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	① ・ b ・ c
<コメント> ・ 子どもの保育と地域の関わり方について、子どもの社会体験や地域の中での子育て支援の基本的考えは知立市立保育園の全体的な計画に位置付け、実践活動として参加している。また、施設長は幼保小連絡会や地域の行事などに出席をし、学校関係者や民生委員、町内会長など地域の代表との情報交換をし、地域との関わりを図っている。 ・ 知立祭りの山車引きや家族と共に町内運動会、盆踊りなどに園児が参加し、地域の人々や文化に触れる機会を作っている。また、知立子どもフェスティバルや生涯学習フェスティバル、宝町文化祭に、子どもの絵や作品などを毎年展示している。社会資源の情報提供として、地域行事などの地域ポスターなどを掲示している。 ・ 保育所を退所した児童を対象として、退所児童交流を年3回実施し、夕涼み会や観劇、ドッジボールなどに招待をしている。 ・ 小学校とは、年長児が「学校探検」をしたり、運動会の「かけっこ」参加をしたり、就学前に「1年生と遊ぼう」や入学説明会に「5年生と遊ぼう」の機会があり、学校への期待が持てるよう積極的な交流を図っている。 ・ 駅近くの利便性を活かし、近隣の保育園と一緒に電車を利用して「とよた科学館」に行く機会があり、社会事象に興味や関心を持つことができるようにしている。		

II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	① ・ b ・ c
<コメント> ・ ボランティアの受け入れマニュアルを整備し、事前のオリエンテーションで誓約書の取り交わしをし、子どもとの関わり方や安全配慮などについて説明をして受入体制を整えている。また、ボランティア活動状況を記録しファイリングしている。 ・ 大学卒業論文の為の調査で園見学（4ヵ月）を受け入れたり、保育の学生ボランティア、高校生のインターンシップ、地元企業高等学園の社会貢献や市内中学3校の職場体験を受け入れている。		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
II-4-(2)-① 福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	a ・ ② ・ c
<コメント> ・ 保育園を中心とした医療機関、児童相談所、保健所や発達支援施設、主任児童委員、小学校、保育園や幼稚園等のネットワーク体制ができており、必要に応じて相談や報告、情報交換などをして連携を図っている。また、地域との関連図を作成し、職員室に掲示して職員との情報共有も必要に応じて行っている。 ・ 保護者には土曜日の一時保育や休日保育、病児保育、ファミリーサポートや療育センター等の資料を用意したり、必要に応じて関係諸機関や施設の情報を提供している。		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取り組みが行われている。	保26	① ・ b ・ c
<コメント> ・ 地域や校区で定期的開催される祭り、運動会などの事前打ち合わせや行事に出席すると共に園庭開放などは地域との情報交換の場となっており、協力関係を保つ中で地域の具体的なニーズの把握に努めている。また、未就園児を対象とした園庭開放事業の折に、保護者に対してアンケートを行ったり、地域住民向けの意見箱を設置したり、中央公民館で開催されている未就園児親子対象事業「親子ふれあい広場」で子育てアドバイザーをする中で、地域ニーズや子育て情報を把握するようにしている。また、保育所の専門性や特性を活かした相談事業を通して、地域の子育ての支援を行っている。		
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	① ・ b ・ c
<コメント> ・ 未就園児の親子を対象とした園庭開放や園紹介時の保育園見学、電話や来所での相談事業を通して子育てや入所、保育園生活などについて専門的な知識やノウハウなどを積極的に還元している。また、土曜日の一時保育実施や公民館での「親子ふれあい広場」で子育てアドバイザーをする中で、子育て支援事業に積極的に取り組んでいる。 ・ 保育所の園庭や遊戯室が一時避難所になっており、帰宅困難者への避難場の提供ができるように、マニュアルに沿って避難に備えての防災訓練を実施している。子ども対応として飲料水や食料品などの備蓄も行っている。		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果	
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	①	・ b ・ c
<コメント> ・ 理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施方法が明示され、職員会議等で共通理解を図るようにしている。また、人権保育指針の読み合わせをし、子どもの人権に配慮し、子どもの一人ひとりの人格を尊重して保育を行うようにしている。月週案には具体的な活動を記載し保育に位置付けている。人権擁護にかかわるセルフチェックリストを用いて職員の自己評価を実施したり、年度末に「人権保育に基づく保育」の反省を市に提出している。 ・ 子どもの人権や文化の違い、尊重する心、性差への固定概念などについて人権保育や人権保育指針マニュアルなどを基にして共通理解を持つように努めている。 ・ 保護者には、保育参観や行事などの折に具体的な場面や実態に合わせ話をするように心がけている。 ・ 子どものみならず保護者の人権や国籍、文化、生活習慣、考え方の違い、相互に尊重する心などを職員間で共通理解しそれぞれの人格を尊重した保育に取り組んでいる。			
Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	保29	a	・ ② ・ c
<コメント> ・ 「他人の干渉を許さない、各個人の私生活上の自由」に関する利用者のプライバシー保護については、マニュアルの中に「個人情報保護法に準ずる園内の取り決めや配慮したい差別用語の一例」があり、会議等で共通理解を図り、排泄や着替えなど保育場面で個々のプライバシーや宗教、食事などに配慮した保育に心がけている。 ・ 子どもや保護者のプライバシー保護や権利擁護については利用者尊重の基本であり、利用者が他人から見られたり知られたりすることを拒否する自由は保護されなければならない。個人情報保護とは区別をし、多国籍の入所に伴う文化や習慣、地域状況、家庭状況や保育の場面に応じた留意事項等に基づき、既存のマニュアルや規定の見直しを図り、職員間で周知徹底し運用していくことを期待したい。			
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。			
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	a	・ ③ ・ c
<コメント> ・ 利用希望者に対してサービスの選択をするための資料として、ホームページやリーフレット、入園時の書面、園だより等でサービス提供に関わる情報提供を行っている。また、保育園のしおりは低年齢児用と幼児用に区分して作成され、年齢や用途によって丁寧な説明内容となっている。 ・ 保育園の園紹介リーフレットは、園庭開放時や未就園児交流事業、市役所こども課に置き、情報を広域に提供している。また、「ちりゅうし子育てガイドブック」を玄関に設置し、保護者がいつでも閲覧できるようにしている。ガイドブックは、外国語版も準備されている。保育園の見学希望者は、日程を決め受け入れ、電話等の対応もしている。 ・ 保育園見学については、入園受付期間のみだけではなく、園庭開放時や随時の導入の検討をしていくことを望みたい。			
Ⅲ-1-(2)-② 福祉サービスの開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	保31	④	・ b ・ c
<コメント> ・ 行政により、入園決定に関する書面や保育サービス等を明示した資料を保護者に配布している。 ・ 入園説明会や入園式において入園のしおりに基づいて説明をし、同意を得ている。また、内容の変更時には、保護者等に資料を配布し分かりやすく説明をしたうえで同意を得ている。スポーツ振興センターの加入や個人情報等について説明し、同意書を得ている。 ・ 外国籍の保護者には、ポケットークを利用したり、外国人向けの書類を用意し、説明をしている。			

Ⅲ-1-(2)-③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	保32	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・退園や転園、保育サービスの変更等に関する文書の取り交わしは行政で行われている。また、転園児については個人情報や考慮し必要に応じて保育に関する情報の提供をし、サービスの継続性に配慮している。 ・卒園時に、保育終了後も相談等に応じることを保護者に口頭で説明をしたり、卒園式の資料に明記している。転園に際しては、乳児は連絡ノートに、幼児はお知らせカードに明記している。 		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・日々の連絡ノートや登降園時を利用して保護者とのコミュニケーションを積極的に図り、意向を把握できるようにしている。また、夕涼み会や運動会、親子で遊ぼう会などの行事や保育参加の折に保護者から直接意向や要望を聴くようにしたり、アンケートを実施し分析結果を園だよりなどで公表している。また、個別懇談会やクラス懇談会を開催し、意見や要望など聞くようにしている。意見箱も常設をしている。 ・子育てに不安を感じている保護者には、積極的に声をかけ、話を聞いたり相談に応じている。 ・得られた意向や要望等は、定期的な会議で分析や検討をし、結果や改善等を文書や口頭で保護者に伝えるように努力をしている。 ・子どもからは、保育の場面で意見を聞いたり反応を観たりして、子どもの思いや意見が反映できるように計画を見直し、実践に繋げるようにしている。 		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	a ・ ① ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・苦情解決の体制が確立され、公立保育園保育運営概要に苦情意見対応マニュアルが策定されている。苦情解決の体制は玄関に掲示をしたり、入園のしおりに掲載し、仕組みについて入園説明会時に保護者に書面で説明をしている。匿名や無記名などのアンケートも実施し、保護者が苦情を申し出やすいように工夫をしている。 ・苦情や相談が生じたときは苦情受付書に記録をし、苦情意見対応マニュアルに基づき対応策等を保護者等にフィードバックしている。 		
Ⅲ-1-(4)-② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	保35	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口を設置し、日常的に接する担任以外に、施設長や主任保育士、必要に応じて臨床心理士、保健師など専門性の高い複数の相談相手や相談方法があり、自由に選んで相談や意見を述べることができることを口頭で保護者に周知している。また、臨床心理士による巡回予定を保護者に知らせたり、相談者のプライバシーを配慮し個室で相談を受けるようにして環境を整えている。 ・登降園時には挨拶を交わし、園児の受け入れをしながらコミュニケーションを図っている。相談に対する記録は、相談記録に明記し、内容によっては職員間で共通理解をしている。 		
Ⅲ-1-(4)-③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	a ・ ① ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・苦情に限定されない保護者からの意見や提案への対応マニュアルは整備していないが、日常的なコミュニケーションによる平易な意見や相談などはノートに記録し速やかに対応をしている。また、意見箱を常設したり、保護者にアンケートを実施したりして意見を積極的に把握する取組をしている。 ・寄せられた意見や提案は適宜、職員間で話し合い、迅速に対応するように努めている。保護者には経過や結果をフィードバックしていくようにしている。 		

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の園長会議の折に、各保育所のヒヤリハットや事故報告の事例を毎月1園ずつ発表し、原因や要因等を分析し、安全規定の見直しなどを行っている。 ・行政の危機管理研修に参加している。危機管理マニュアルを基に、保育園の必要事項を加味した事故発生時の対応や不審者の対応等についてのマニュアルを作成し、会議等で職員に周知徹底を図っている。また、保護者にも周知し理解を広げるようにしている。 ・子どもの安全確保に関する担当者や担当部署を設置し、定期的な会議で安全確保に関する検討を行い実施する体制を整えている。 ・不審者対応については会議等で周知を図り、不審者侵入の想定や地域情報を基にしたシミュレーションを行い園児の安全確保を心がけている。 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもを取り巻く環境の安全に関する事例や種々の点検を通して、会議等で発生要因を分析し防止策を検討している。また、ヒヤリハットや安全チェックを基に安全に配慮し事故防止に努めたり、市の「事故防止及び事故発生時の対応マニュアル」を用い職員間で検討して共有を図るようにしている。 ・施設遊具等の安全に関する各種のチェックリストがあり、子どもを取り巻く環境の事故防止について会議で共通理解をし、実施している。安全チェックリストに基づき、職員と共に危険個所の早期発見や修復に努め、危険回避をしている。園児には、視聴覚教材や散歩、地域や保育園全体の危険個所などを明記した「園内危険個所マップ」を作成して活用をしたり、各訓練や指導等を通して安全教育を定期的実施している。また、職員間で散歩の在り方やルートなどを再検討し、散歩における注意事項を再確認している。 ・遊具や備品、樹木等の安全性の確保に努め、遊具は年5回定期的に専門機関に点検を依頼し、そのリスクに対しては、早急に対応し安全確保に心がけている。 		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症の予防と発生時等の対応マニュアルを基に、感染症に関してのマニュアルを整備し、職員に配布し周知を図っている。また、定期的に市から保健だよりが発刊されている。 ・保護者には、発病時における状況や対策、感染予防に関する対策などの文書を配布したり、掲示板に掲示したり、登降園時に口頭で保護者に周知している。また、保育園のマニュアルに「嘔吐物・下痢便の処理について」、保育園の手順書には「嘔吐対応手順」が記載され、嘔吐物処理セットを廊下に、嘔吐缶を各部屋に用意し適切な対応をして、二次感染を防ぐようにしている。各保育室や遊戯室、職員室には嘔吐マニュアルを掲示し対応用品を備え、適切な対応ができるようにしている。 		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。	保39	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震・火事・台風・竜巻等の突風時・光化学スモッグ・PM2.5などに関する災害時マニュアルを整備し、災害発生時の対応や体制が明確に示されている。それに基づいた訓練も毎月実施され、見直しも行われている。建物等は、行政の下に耐震対策や防災対策が施されている。 ・保護者に災害時の対応について話し合う機会を設けたり、書面の配布により周知を図っている。毎月の災害時の避難訓練のほかに、保護者の協力を得て引き渡しの避難訓練を年2回実施している。また、土曜日集合保育実施園のため、集合保育避難計画を作成し、引き渡し避難訓練を年2回実施し、訓練時に集合園の園長・主任が集まり、評価反省を行い改善している。 ・保育所は駅近くの公共施設であるため、一時避難所に指定され、帰宅困難者が避難してくることを予想して帰宅困難者対応の訓練を実施している。また、職員は災害発生時において避難所に参集することを想定し、職員も自身の3日分の水や食糧等を参集リュックに入れ、各自のロッカーに常備している。 ・災害時の安否確認などの情報発信のために保護者の協力を得て、「きずなネット」や「すぐメール」の登録もしている。また、一般市民も対象にしたJアラート試験放送訓練（ミサイル・緊急地震速報）の確認をしている。 ・無線電話が設置してあり、市役所（各課）や各保育園や中央子育て支援センターや各児童センターとの連絡が可能であり、年1回業者による点検を行っている。 ・様々な防災機器や避難用具、避難設備などを、非常時に備えて全ての職員が周知し、適切に使用できるように職員対応の訓練を実施していくことを願いたい。 		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果	
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。			
Ⅲ-2-(1)-① 提供する福祉サービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	①	・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育の全体的計画の中に、個々の保育場面についての大切にしたいことや実施方法、配慮事項などの、「標準的な保育の実施方法」が文書化され、それに基づいた計画を作成し、計画に沿って個々のサービスが実施されている。子どもの年齢や発達と保育内容、指導計画との関連性や妥当性について職員の共通理解を図り、共通の対応で実践するようにしている。 ・ 標準的な実施方法の文書化については、正規職員は一人1台パソコンを完備しているため、パソコン入力している。保育実践に必要な「保育手順書」を各自1冊ずつ保有し、作成時に活用している。また、保育指導計画に関する手順書等の資料は園長会・主任会で作成し、記入例が示されている。 ・ 職員会議等によって職員に周知され、保育計画との突き合わせや実施状況の確認は、定期的に保育等の検討会で行われている。 			
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	a	・ ② ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育計画や各指導計画、標準的な実施方法は定期的にまた、保育内容ごとに見直しがされている。それぞれの実施方法の見直しは検討会において職員の意見や提案等が反映されている。 ・ 保護者の意向を把握し、意見や提案を反映していくように努めている。 ・ 計画と実践状況との見直しはされているが、保育士間での実施の手順や方法の妥当性などについての検証等も、保育の質の向上という観点から考慮していくことを期待したい。 			
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。			
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に策定している。	保42	a	・ ② ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもや保護者の身体状況や生活状況を把握して個別に記録をし、定期的に見直しをし、指導計画に反映させ保育実践に繋げるようにしている。 ・ 保育指針を基に、子どもとその背景にある家庭や地域の実態把握を考慮し、子どもの発達状況を見通し、生活や遊びの連続性や環境、季節の変化などに配慮して、保育計画や指導計画を職員参画の下で策定している。また、3歳未満児や障がいのある子どもについては、個別の指導計画を策定している。 			
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。	保43	a	・ ② ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育計画は、職員が参画し年度末に見直し次年度に反映させている。保護者には入園式で説明し、同意を得るようにしている。 ・ 各指導計画においては、定期的又は毎月・週・日また、クラスごと或は、年齢別に評価・見直しを行い、次回へ反映させている。また、実際の保育に際しては、子どもの状態や状況に応じて、柔軟的に指導計画の変更を行い、見直しをするようにしている。 			

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。			
Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化させている。	保44	①	・ b ・ c
<コメント> ・ 子ども一人ひとりの発達状況、保育目標、生活状況、安全衛生、食育、危機管理等についての各記録が適切に記載されており、全ての職員に情報の共有化を図り周知している。 ・ 記録内容や書き方に差異が生じないように、市の「保育の記録の解説」や記入例を参考に作成したり、施設長や主任保育士が点検、指導を行い、明確な記載が保てるように努めている。 ・ 子ども一人ひとりの発達状況、保育目標、保育の実際について、定期的に職員会議や年齢ごとに検討をし、職員間で情報の共有を図っている。			
Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	保45	①	・ b ・ c
<コメント> ・ 子どもに関する記録の管理について、市の個人情報保護規定や情報開示規定、文書管理規定に基づいて適切な管理が行われている。また、職員に対し文書の取り扱いや個人情報保護の研修をし、周知をしている。また、守秘義務の遵守についても周知徹底を図っている。保護者には、個人情報の取り扱いについて説明をしている。			

A-1 保育内容

			第三者評価結果
A-1-(1) 保育の全体的計画の作成			
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標にも基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的計画の作成をしている。	保46	①	・ b ・ c
<コメント> ・ 児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、学校教育法、保育所保育指針等に示されている趣旨を踏まえた知立市の全体的な計画に基づき、地域や保育所の特性を加味した宝保育園の全体的な計画が作成されている。宝保育園の全体的な計画は、毎年、職員参画の下に見直しを図り、入所する全ての子どもを対象とし、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達の実態に即し、保育時間などを考慮したものとなっている。 ・ 保育の全体的な計画を受けて、子どもの遊びや生活を通して、「元気な子ども、優しい子ども、考える子ども、生きる力を持つ子ども」を目指して、「よく笑い よく遊び ありがとうと言える子ども」を育てることを宝保育園の目標に掲げ、心と体のバランスのとれた保育内容を編成している。			
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開			
A-1-(1)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	①	・ b ・ c
<コメント> ・ 開設40年余りの施設であるが、室内の採光、換気、温度、空気の清浄などに配慮し清潔で明るく過ごせるように努めている。また、トイレや遊具、用具なども安心して使えるように設備を改修し、安全への工夫がされている。 ・ 保育室環境はコーナーが設定され、大型玩具や用具、絵本や教材が年齢や人数に応じて整い、遊びの広がりやくつろぎが確保され、家庭的な親しみが醸し出されている。 ・ 生き物を飼育したり、草花や身近な野菜などを植えたり、季節感が漂う子どもの作品を展示し、保育環境の工夫がされている。玄関に「宝ギャラリー」があり、毎月順番に各年齢の子どもたちの作品が飾られ、また、玄関ホールから階段スペースの壁面には、四季折々に子どもが興味を持った絵本のストーリーを追って描いた、子どもの作品がダイナミックに展示されている。また、食事時には保育室の整理整頓を適切に行い、食事の空間を確保している。 ・ 屋外の遊具や砂場、プールなどは、安全や清潔を確保し、安全に遊べるような環境を整えている。 ・ 保育室の一面に図書コーナーを設け、子ども同士で絵本を楽しめるような環境を整えている。 ・ 子どもの心情や状態に応じて、落ち着いてくつろげることのできる場が確保され、保育士が身近で穏やかに応じている。 ・ 園庭に市の樹木であるケヤキが多く植えられ、金木犀やみかんの木もある。保育室から広い屋外が一望でき、園庭の活動状況や木々の変化から四季の移ろいが把握できる。			

A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども一人ひとりの違いを十分に把握し、職員間で話し合い、理解を深めるようにしている。また、それぞれの子どもを受容するための援助活動を指導計画に位置付け、実際の保育場面の対応や言葉かけにも子どもをよく受容するように努めている。 ・保育の見通しをもち、子どもの気持ちを汲み取り子どもの思いにそって関わるようにしている。せかしたり、制止させる言葉を不用意に使用せず、ゆとりを持って保育していけるように心掛けている。 		
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	保49	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども一人ひとりの発達を把握し、食事や着脱、清潔、睡眠、排泄などの基本的な生活習慣、健康増進のための習慣や態度を身につけられるように、子どもの状況を配慮し、強制や制限をせず、一人ひとりの子どものリズムや気持ちに沿った関わりをし、子どもが達成感を味わえるようにしている。 ・「生活習慣の手立て」のマニュアルに沿って、職員会時に定期的に読み合わせをして、保育場面との振り返りを行っている。また、子どもが自発的にやりたいと思えるような言葉掛けや写真、文字、絵など視覚的な表示をして環境を整え基本的な生活習慣が身に付くように援助している。 		
A-1-(2)-④ こどもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもが主体的に活動できるように、子どもの発達や季節に応じた玩具や遊具、素材や用具を用意し、自由に取り出して遊んだり、自由に遊べる時間が確保され、子どもの主体性が発揮できるような働きかけをしている。また、保育士が見守りながら子ども同士で遊びを進めて行く機会が提供されている。 ・各年齢1クラスの特性から遊びや生活を通して自然に異年齢で遊ぶ機会や意図として異年齢で交流する機会を作り、年間指導計画に基づいて生活や遊びの中で人との関わりを大切にする取り組みをしている。 ・園庭には樹木や花壇、菜園があり、四季の花々や夏野菜など季節の野菜が植えられ、居ながらにして四季の変化を感じ取れる環境にある。また、昆虫や魚などの飼育や野菜の栽培や収穫、みかんの収穫などを通して生物に興味を持ち可愛がる心を育むようにしている。 ・駅近くの保育所であり窓越しに行きかう電車が見られ子どもの楽しみや癒しともなっている。散歩を日々の活動に位置付け、保育園周辺の散歩を通して町並みの雰囲気を感じ取ったり、地域の公園などに出かけたりにして、身近な社会事象や自然事象に触れ、地域の人々と積極的に関わられるようにしている。また、知立祭りの山車引きに参加したり、地域の宝町文化祭に年長児の作品を出展し、地域とのかかわりも積極的に行っている。 ・卒園児に招待状を送り、保育園の夕涼み会や観劇、遊びの集いなど年3回退所児童との交流を行い、園児と遊ぶ機会を設けている。 ・近隣の保育園の5歳児と共に、電車でとよた科学体験館に出かけ、公共の場での交流や社会体験が得られるように5歳児ならではの活動も展開している。また、竹馬に積極的に挑戦し、懸命に挑戦する姿や身の丈より高い竹馬に乗る様子は、4歳児をはじめ年下の子ども憧れともなっている。 		
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全や清潔に配慮し、子どもの発達や発育に応じた環境や用具などを設定し、子どもの生活リズムに応じて丁寧でゆったりとした保育を心がけている。外気に触れたり、戸外遊びも積極的に取り入れている。また、職員に乳幼児突然死症候群に必要な知識が周知され、事故防止やの乳幼児突然死症候群チェックを実施している。床暖は設置されていないが、快適に過ごせるように工夫している。子どもの心情や欲求に応じて抱っこしたりおんぶをしたりして、語りかけやスキンシップをしながら情緒の安定を図っている。 ・生活空間を遊び・生活・昼寝に区分し、生活の機能に応じた快適な生活空間が保たれるようにしている。 ・手洗い設備やトイレ、沐浴環境において0歳児対応の保育室としての機能の適正化が疑問視される。 <p>知立市の保育所改修計画がある中で、保育園生活の中で最も発達の未熟な乳児にとって、安全で安心して快適にまた、プライバシー保護に基づく乳児室環境の改善ができることを期待したい。</p>		

A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育環境の配置により、1歳児は1階で生活をし、2歳児は2階で生活をしている。 ・ 子どもの発達や発育に応じた生活や遊びができるように、安全で清潔な環境や遊具、用具などを設置し、子どもの生活リズムに応じて丁寧でゆったりとした保育に心がけている。 ・ 1・2歳児の子どもの発達の特徴を踏まえ、一人ひとりの育ちに合わせ基本的な生活習慣が身につくように配慮し、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重して子どもに関わるようにしている。 ・ 子どもの自己主張や自我の育ちを支え、子どもの気持ちを受け止めるように個別の関わりをしている。 ・ 人や物への探索行動が存分にできるように安全に配慮しながら環境を整え、自発的な遊びができるように子どもの状況を観ながら関わるようにしている。 ・ 子どもの作品が保育に活かされ、工夫して作ったり飾ったりし、大切に扱われている。表現活動に必要な色紙、ペン、粘土など安全に配慮した素材が用意されている。日々の保育の中に絵本の読み聞かせや素話、紙芝居などを積極的に取り入れたり、手作りの玩具で積んだり並べたりして文字や数字の概念の芽生えを育むようにしている。また、歌ったり表現遊びなど自由に表現する遊びを楽しめるようにしている。 		
A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	⑦ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各保育室は安全で清潔な環境を整え、自由に表現したり、友だちと協同的な活動ができるような遊具や用具を設置している。 ・ 年齢の発達の特徴を踏まえ、一人ひとりの育ちに合わせて基本的な生活習慣の定着を図り、友だちや他の人々との関わりを深め、ものごとへの関心を高めていくように配慮しながら子どもと関わるようにしている。 ・ 保育所保育指針に示されている5領域の内容を、遊びや生活を通して総合的に身につけられるように計画に位置付け、それに基づいて保育が展開されている。 ・ 5歳児ならではの活動として、放送当番活動や電車を利用しての遠足や竹馬の挑戦などのほかに、異年齢とのかかわりを散歩や行事の中に取り入れ、年長児の意識をもって年下の子どものモデリングを示したり愛しみの気持ちで遊ぶ姿をみせている。電車での遠足、地域の文化祭への作品展や竹馬などは、年下の子どもの憧れと期待の活動ともなっている。 		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	⑧ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 気になる子や特別支援を要する子どもについては個別指導計画を立て個別記録を取り、ケース検討をして共有を図り、子どもの状況に応じた保育をしている。また、心理士の巡回指導や指導、助言も受け職員で共有をし、保育に活かしている。保護者とは、日常的に話し合う機会を設け、子どもの状況や発達課題等についての情報を共有し認識の相違がないように努めている。専門機関や医療機関、心理士巡回指導などの紹介もしている。療育手帳や診断名のある子どもについては、個別の教育支援計画に基づいて、生涯にわたって支援できる仕組みが確立している。生活場面では、表示を分かりやすくしたり生活や活動への見通しが持てるような配慮に努めている。 ・ 気になる子や特別支援を要する子どもが、他の子どもとの生活を通して共に成長できるように、その子どもの生活や遊びが指導計画の中で位置づけ、指導計画と個別記録との記録内容がより明確で、整合性のある内容になるような工夫をしている。 		
A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	⑨ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宝保育園としての長時間保育と交通の利便性などを考慮して4保育所合同の土曜日集合保育を実施している。 ・ 長時間にわたる保育を利用している子どもの発達や年齢、平日や土曜日などに応じた保育計画を作成し、それに基づいた環境を整え、ゆったりとした保育を行うようにしている。子どもの状況について、職員間の引継ぎ文書で明確に行い、子ども一人ひとりの気持ちに沿うような保育に心がけている。 ・ 子どもの思いに沿ってゆっくりと寛いだり、異年齢でも遊べるような環境を工夫し、子どもが安心して心地よく過ごせるようにしている。保護者への連絡は、引継ぎノートやホワイトボード、口頭、または、状況に応じて直接担任が伝えるようにしている。保護者以外の迎えや担任と直接話す機会の少ない保護者との連絡事項の伝達方法や連携方法に配慮をしている。 		

A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自尊感情の育みや協同的な活動を通して社会性を養う、知る楽しみや好奇心の助長など学びに向かう基礎作りを遊びや異年齢保育を通して行っている。また、生活や遊びを通して文字や数の認識を促す活動をしている。 ・ 入所している子どもの就学に際し、「保育所児童保育要録」に基づき個々の資料を作成して小学校に届け、必要に応じて子どもの生活や発達連続性を踏まえた情報交換を行うように努力している。また、幼稚園・保育園・小学校との合同会議に出席し、1年生の状況や就学予定の年長児の状況についての情報や意見交換を行っている。 ・ 小学校の教師が保育所の生活を知る目的で見学に来たり、保育士が学校に出向き授業参観をしたり、1年生と給食を食べる機会があり、学校教師との情報交換会も設けられている。 ・ 小学校とは、年長児の「学校探検」、運動会の「かけっこ」種目に参加、「1年生と遊ぼう」、入学説明会時に「5年生と遊ぼう」の機会があり交流を深め、小学校への入学に期待が持てるよう積極的な交流を図り、学校が楽しく身近に感じられる機会としている。 ・ 保護者には、行事や保育参加などで子どもの様子を観る機会や懇談会などの中で、担任より小学校以降の生活を見通せるような話もしている。 		
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 衛生管理マニュアルがあり、これに基づいて子ども一人ひとりの健康状態に応じて適切に対処している。また、保護者には、入園説明会で子どもの健康等に関する方針や取り組みについて伝え、子どもの健康管理については、入園時に健康記録や生活状況に基づいて個別的に把握している。既往症やアレルギー、予防接種の状況、平均体温等については保護者からの情報を得て管理し、対応の配慮を行っている。日々の怪我や体調不良、感染症等については記録をし、状況について職員間で共有している。 ・ 「保健師年間指導計画」を基に「保健年間計画」が作成されている。隔月保健師、管理栄養士から「げんきっこだより」を保護者に発信している。 ・ 乳幼児突然死症候群について職員に周知し、睡眠時に年齢の応じて適切にチェックをし、対応をしている。発生時の訓練を年1回0・1・2歳児クラスそれぞれで行っている。 ・ 保育時間内での体調の変化については施設長、主任保育士が把握し対応している。状態に応じて柔軟な保育を実施し、保育園での健康状態を保護者に伝え、降園後の対応にも配慮している。また、職員にはマニュアルを配布し、必要な知識等を習得できるように会議で周知を図っている。 		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。	保58	a ・ ② ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康診断、歯科健診をそれぞれ年2回受診し、その結果を保健師が記載し、保護者にも伝えている。受診の結果は個人情報であることに留意して、守秘義務が遵守されるようにしている。また、嘱託医とカンファレンスをし、子どもの健康管理についての情報交換を行っている。 ・ 健康診断や歯科検診の結果を職員で共有し、生活習慣のマニュアルに沿って、日々の歯磨きや手洗い、うがいなど保育の場面に反映させている。また、デンタルケアや染め出しなども実施している。 		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アレルギー疾患を持つ子については、「アレルギー対応の目安」が整備され、アレルギー調査をし、入園時の面接や健康記録、生活記録等を基に医師の診断書や指示書を得て、保護者や施設長や主任保育士、担任、調理員や保健師を交え綿密な打ち合わせを行ない、「生活管理指導表」を基に、毎月「除去食ファイル」で保護者の意向を聞きながら除去食で対応するようにしている。日々の保育では、「除去食1日に流れ」のマニュアルの手順に沿って調理員、主任保育士や担当保育士が綿密な連携を図り対応をし、誤食の防止に努めている。 ・ アレルギー等に関する研修会に参加をし、会議等でアレルギー疾患についての学習会を行い、必要な知識や情報を周知させ、実際の保育については徹底した対応がされるようにしている。また、エピペンの取り扱いについて共通理解を深め、エピペンが必要な子には預かりをし、対応可能である。 		

A-1-(4) 食育、食の安全		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	① a · b · c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康な生活を送るために、食物に関心を持たせながら豊かで正しい食体験を積み重ねていくことを願い、保育内容の一環として食育指導計画を作成し、子どもが食事を楽しむことができる工夫や取り組みをしている。また、市の食育給食委員会の今年度のテーマが「食べるって楽しいと思える環境作りについて」で、定期的に各保育園の保育士、調理員が集まって情報交換をし、給食の献立に反映させている。「知立市食育計画」と「保育園の食事のマニュアル」が整備されている。 ・ミニトマト、キュウリ、ピーマンなどの夏野菜やトウモロコシや大根、ブロッコリーなどの野菜を子どもと一緒に栽培し収穫をしたり、食材に触れたり皮むき、おにぎりやおはぎ作りなどのクッキング体験をしたり、3歳児でもできる食育推進活動を積極的に取り組んでいる。 ・給食は自園で作り、匂いや刻む音などが分かり、食事を楽しんで待つ環境が整えられている。また、食材や食に関する絵本などを展示したり、収穫体験を通して触れたり匂いを感じ取ったりして食材を楽しむような環境を整えている。 ・食事環境を清潔に整え、会話を楽しんで食事したり、年長児による放送当番や年齢に応じて片付などに参加できるように配慮している。おかわりする楽しみやバイキングなどを取り入れたり、体調や個人差、食欲、年齢などに応じて食事量も配慮している。 ・食育指導計画に、ねらいや目標などが明記されておらず、実践活動が示されている。計画を進めていくうえで、計画に対するねらいや目標は不可欠と考える。ねらいや目標に基づいて実践が可能となるよう、ねらいや目標の策定を願いたい。 		
A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	② a · b · c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・発育期にある子どもの食事の重要性や食材の活かし方などを記載した献立を栄養士が作成し、献立表やレシピを配布したり、サンプルを掲示したりして栄養や味付け、量、食べ方など「食」の大切さを保護者に伝える取り組みをしている。また、年齢に配慮して、行事や季節感のある献立を作成し、子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。 ・地域の食文化に関する取り組みとして、きしめんや煮みそなどの郷土食、市の名物「大あんまき」や市の特産物の「まこもだけ」の炒めものを給食やおやつで食する機会を設けている。調理員が保育参加の時に各クラスを巡回して献立の説明や調理の仕方、衛生面について話をしたり、保護者からの質問に答え食事で大切にしていることや発育期における子どもの食事の大切さを知ってもらう機会としている。 ・職員も子どもと一緒に試食をしながら、嗜好や食べる量、残食などを把握し、栄養士と連携を図り食事内容や調理の工夫に反映させている。 ・衛生管理体制を確立し、マニュアルに基づき衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。 		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭と綿密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入園式や保護者会総会、行事や保育参加、懇談会や個人懇談会などの機会に保育の全体的計画や日々の保育の意図について説明をし、共通理解を深めるようにしている。また、年度初めの年間行事計画や年度末の行事のまとめを保護者の会などで説明し、保育園の状況や情報を提供している。 ・登降園時を利用した保護者とのコミュニケーションや掲示板などを通して意向を把握したり、毎月発行している園だよりや種々のたよりなどで、保護者と共に子どもの成長の喜びを共有できるように支援をしている。乳児は毎日、「連絡ノート」で、幼児は毎月、「お知らせカード」で家庭との情報交換を行っている。 ・家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて保育の記録などに記録され、職員間で共有をしている。 		
A-2-(2) 保護者の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	a ・ ② ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人懇談会やクラス懇談会、保育参観、運動会や生活発表会等行事参加の機会を定期的に設け、保護者と話し合う機会を作り共通理解を深めるようにしている。 ・子育てに不安を感じている保護者には、積極的に声をかけ、話を聞いたり相談に応じたり、必要に応じて子育て支援センターや心理士、看護師などと連携が取れるようにしている。また、健康に関しては保健師、食事に関しては栄養士など専門的な支援ができるような環境を整えている。 ・意見箱も常設や保護者向けのアンケート調査を実施し、保護者と共通理解を得るための機会としている。 		
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	a ・ ③ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員に対して、虐待に関する理解を促すための取り組みや対応等についての市のマニュアル「虐待の発見から通告まで」が整備され、日常の送迎や保護者とコミュニケーションを通して早期発見に努め、状況を詳細に記載するようにしている。要保護家庭は子ども課や家庭児童相談室宛てに「要保護・要支援児童等モニター情報」を毎月提出し、双方で連携しながら、子どもの心身の状態や出席状況等を把握できるようにしている。必要であれば、家庭児童相談室より家庭訪問に伺っている。 ・マニュアルに基づく研修を行い、虐待の疑いが生じた場合は、直ちに主任保育士や施設長に伝え、情報や状態を確認した上で、行政や保健センター、児童相談センター、警察などの関係諸機関に照会や通告をする体制を整えている。 		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	④ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育に関わる計画や記録と保育実践を、保育の資質向上や保育サービスについて定期的に自己評価や保育のまとめを行い、改善に向けて検討する機会を設け職員間で共有化を図っている。 ・自己評価や保育のまとめの内容の妥当性を検証しつつ、結果を分析し課題を示し、保育園の評価として積み重ね、改善計画や改善策を園の保育に反映していく努力をしている。 		